

# 農地の利用集積・集約化に向けて

## ～ほ場整備のすすめ～

自動操舵システムの導入



スマート農機の導入



下稲葉地区(壬生町)

排水路の暗渠化

令和6(2024)年3月

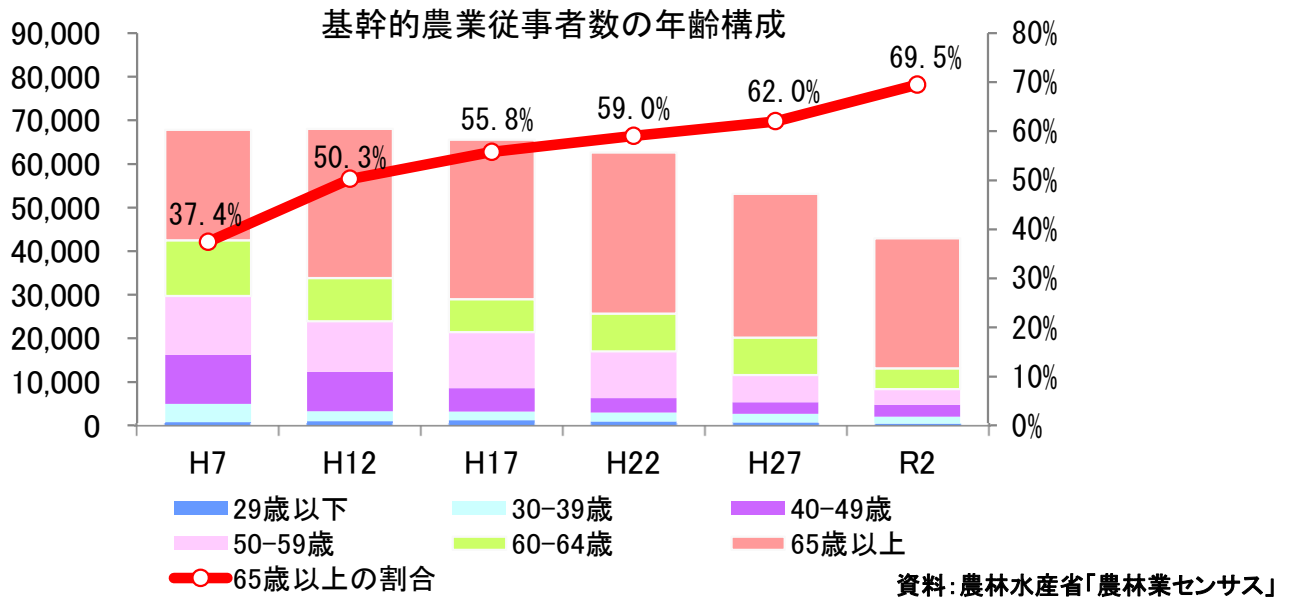




# 農業農村の現状

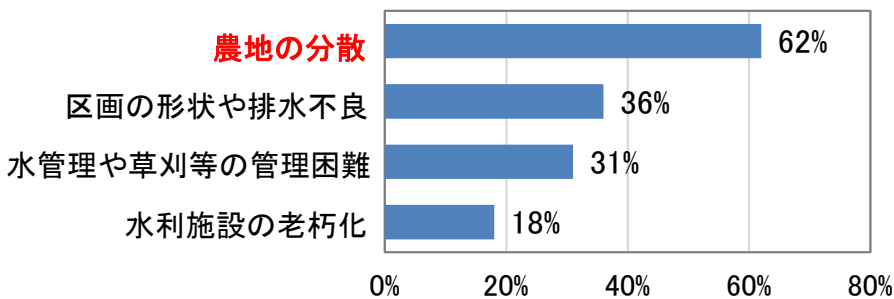
## 農業者の減少・高齢化と担い手への農地利用集積

本県の基幹的農業従事者数は、この10年間で約3割減少するとともに、65歳以上の割合が約7割を占めるなど、農業者の減少と高齢化が一層進んでいます。このため、地域農業の維持・発展に向けて、担い手への農地の利用集積を加速化する必要があります。



## 担い手の経営規模拡大に向けた課題

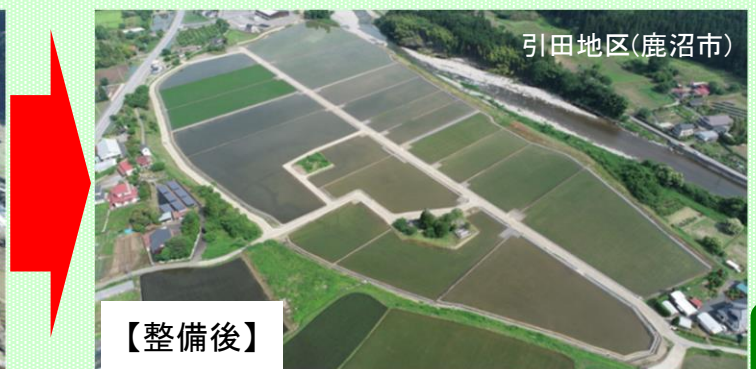
経営規模拡大に向けた主な課題 [資料：農地整備課]



経営規模拡大を志向する担い手を対象にアンケート調査を行ったところ、「**農地の分散**」が**62%**と最も多く、次いで「**区画形状や排水不良**」「**水管理や草刈等の管理困難**」との回答が上位を占めました。

## 収益力の向上・生産コスト削減に向けたほ場整備の推進

地域の営農戦略に即した農業経営を実現するため、担い手への農地集積・集約化を進めるとともに農地の大区画化や排水対策等を行うほ場整備を推進します。また、ほ場整備の推進とともに土地利用型園芸の拡大に取り組みます。



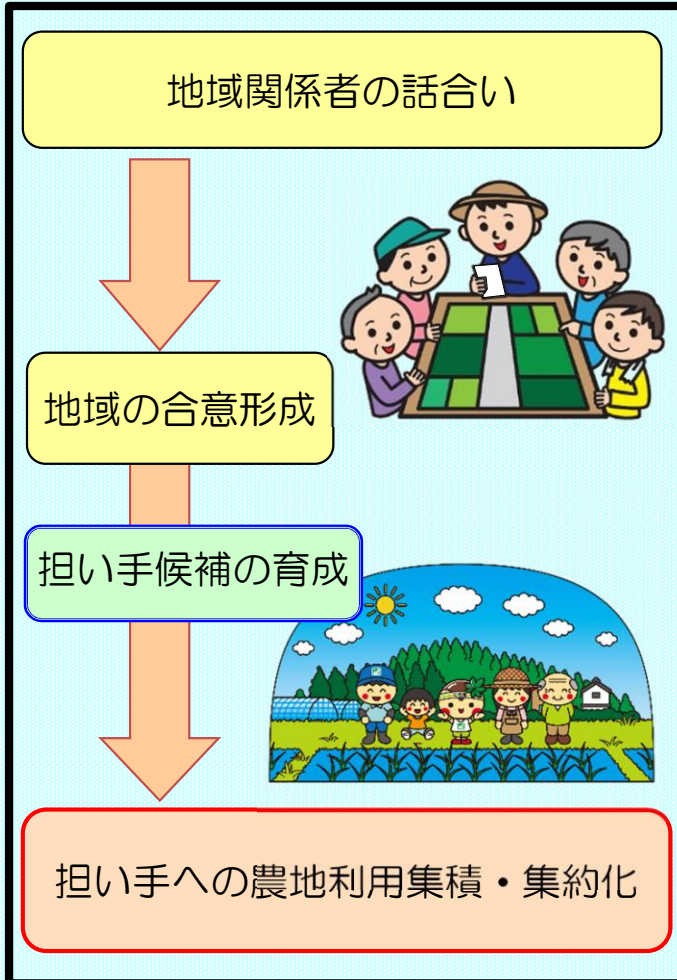
引田地区(鹿沼市)


# 農地の利用集積・集約化をすすめよう！

## ～ 農地集積促進事業 ～

ほ場整備により整備される生産性の高い農地を、目標年度※までに担い手に集積するための活動を支援する事業です。

※ 目標年度：農地整備事業（ハード事業）の完了予定年度の5年後までのいずれかの年度





「農地の集積や集約をどのように進めたら良い？」

県、市町、土地改良区、JA、農地中間管理機構が皆さまの取り組みのお手伝いをします！

**指導事業、調査・調整事業**

※ **機構関連型・経営体育成型** で実施できます

---

「地域の話合いで担い手に農地を集積できたので、地域の農業は安心！」

集積率に応じて促進費をもらうことができ、地元負担金に充てられます！

**中心経営体農地集積促進事業**

※ **経営体育成型** のみ実施できます

### ほ場整備実施地区のスケジュール:例

事業スケジュール	事業期間	目標年度	目標年度の翌年度	目標年度の翌々年度	
農地整備事業(ハード事業)	[Blue arrow spanning all years]				
農地集積促進事業(ソフト事業)	指導事業	[Yellow arrow spanning all years]			
	調査・調整事業	[Yellow arrow spanning all years]			
	中心経営体農地集積促進事業	[Yellow arrow spanning 2 years]		[Yellow arrow spanning 2 years]	

目標年度までに集積要件を確認

要件確認年度の翌年度又は翌々年度に促進費を交付



**事業主体** 県（負担割合 国 50%、県 50%）

**内容** 県が、市町や土地改良区などに対して行う、農地集積についての指導、助言、啓発普及活動  
（農地利用集積に関する研修会開催、PR資料の作成など）

調査・調整事業

**事業主体** 土地改良区等（負担割合 国 50%、県 25%、地元 25%）

**内容** 担い手に農地を集積するために行う、土地利用調整に関する話し合いや、農家の意向調査等の農地利用に関する調整活動への支援

**助成限度額** 受益面積ごとの年間限度額を目安として、活動に必要な額を助成します。  
調査・調整事業実施期間中は、毎年度必要額が交付されます。

助成限度額

受益面積	年間限度額
60ha未満	600千円
60ha以上200ha未満	700千円
200ha以上	1,600千円



地区営農部会による地域営農構想の検討

（調査・調整事業の助成対象経費：例）

- ・担い手のPR資料作成に係る印刷製本費、消耗品費
- ・農地利用集積推進会議に係る会場使用料、会議費、消耗品費
- ・研修会等における外部講師への謝金、旅費
- ・農地利用集積推進に従事する事務補助員への賃金、旅費



中心経営体農地集積促進事業

**事業主体** 県（負担割合 国 50%、県 50%）

**内容** 中心経営体（人・農地プランにおいて地域の中心となる経営体）へ農地の利用集積・集約化を促進するため、目標年度までに達成した実績に応じて促進費を交付します。  
促進費は、ほ場整備にかかる地元負担金の償還費等に充てられます。

促進費＝ハード事業の総事業費×集積率に応じた助成割合



## 助成限度額

区分	農地整備事業(経営体育成型)	
	助成割合	集約化加算※
中心経営体農地集積率		
85%以上	8.5%	+4.0%(計12.5%)
75%以上85%未満	7.5%	+3.0%(計10.5%)
65%以上75%未満	6.5%	+2.0%(計 8.5%)
55%以上65%未満	5.5%	+1.0%(計 6.5%)

※ 集約化加算とは、担い手に集める農地の8割以上を連続して作業可能な1ha以上のまとまりとして集約化(面的集積)する場合、集積率に応じて上乘せされるものです。

## 【促進費計算例】

総事業費: 1,600,000千円

受益面積: 100ha

目標年度の中心経営体集積面積: 80ha(うち集約化面積65ha)

### ■ 中心経営体集積率(%)

中心経営体の集積面積(ha) ÷ 受益面積(ha)

$$80\text{ha} \div 100\text{ha} = 80\% \Rightarrow \text{助成割合 } 7.5\%$$

### ■ 集約化加算

中心経営体の集約化面積(ha) ÷ 中心経営体の集積面積(ha) ≥ 80%

$$65\text{ha} \div 80\text{ha} = 81\% \geq 80\% \Rightarrow \text{集約化加算 } +3.0\%$$

助成限度額: 1,600,000千円 × 10.5(7.5 + 3.0)% = 168,000千円



## 【上記地区における農家負担金軽減イメージ】

国 50% (8億円)	県 30% (4.8億円)	市町 7.5% (1.2億円)	農家 12.5% (2億円)
促進費 10.5% (1.68億円)			農家実負担 2% (0.32億円)

農家負担割合が  
12.5%から2%へ軽減!

## (促進費の助成対象経費:例)

- ・農地整備事業の地元負担金の償還費
- ・通年施行に係る調整経費
- ・土地改良施設又は農地の整備費
- ・ほ場の均平、暗渠排水の機能保全等のための機械器具費
- ・その他、農地の集積・集約化の促進に必要と認められる経費  
(人件費・事務費等の経常的経費は不可)





# 農地中間管理機構を活用した農地の利用集積・集約化

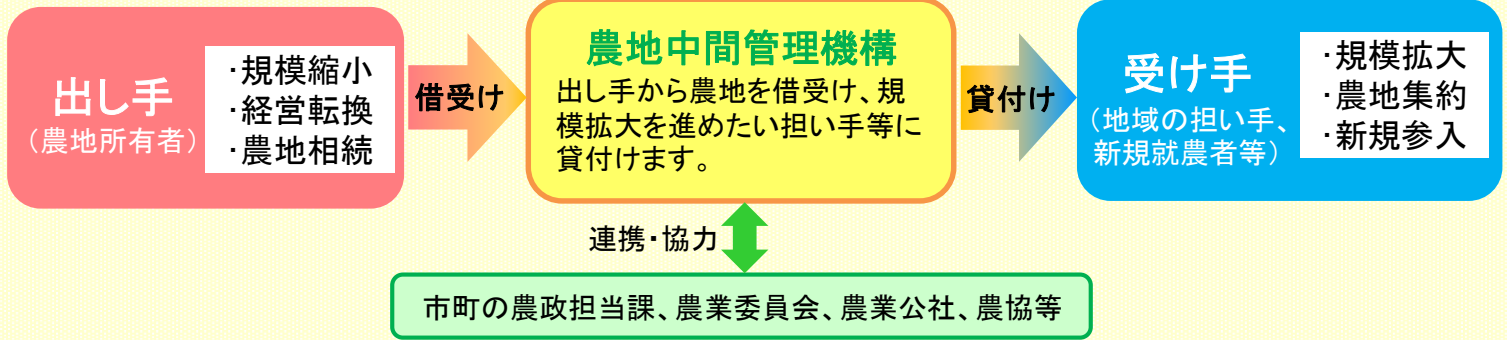
## ～農地中間管理事業～

担い手への農地集積・集約化を促進するため、土地改良区や地域の担い手の話合いによる農地中間管理事業の活用が効果的です。

### 農地中間管理事業とは

農地中間管理機構が出し手から農地を借受け、まとまった形で意欲ある担い手への農地の利用集積を促進する事業です。

※ 一定要件を満たす場合、集積協力金の交付を受けることができます。



### 農地中間管理機構(農地バンク)とは

担い手への農地集積・集約化を推進し、地域の農地利用の最適化や規模拡大による農業経営の効率化を進めるための、農地の中間的受け皿になる機関です。本県では、(公財)栃木県農業振興公社が農地中間管理機構として県の指定を受けています。

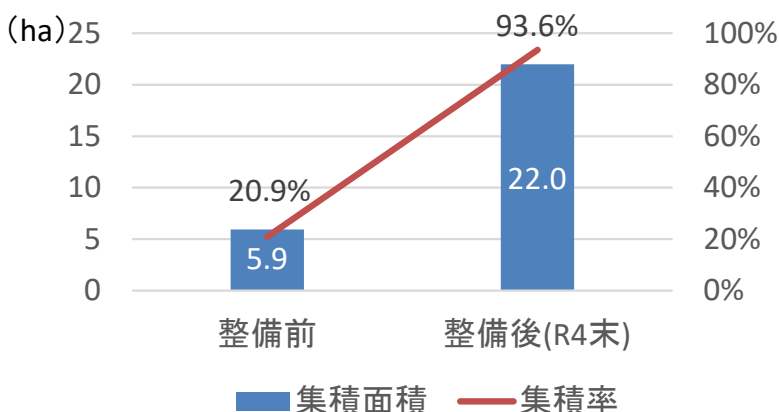
### 農地中間管理権とは

農地を担い手に貸し付けることを目的として、農地中間管理機構が取得する「賃借権又は使用貸借による権利等」です。

## 上石那田地区 (宇都宮市)

### ～農地中間管理事業を活用した農地の集積～

- ・事業工期: H27～R6
- ・受益面積: 23.5ha
- ・担い手: 農事組合法人
- ・担い手への農地集積面積: 22.0ha  
うち機構活用: **21.4ha**
- ・集約化面積: 18.6ha [集約化率: 84.7%]





# 農地整備事業のしくみ

県営農地整備事業には、『機構関連型』と『経営体育成型』があります。

事業タイプ	要件					農家負担
	面積	中間管理権設定	集積	集団化	収益性	
機構関連型	10ha以上	○	○	○	○	無
経営体育成型	20ha以上	—	○	—	—	有

## 1) 農地整備事業(機構関連型)

### 事業要件

- ・受益面積が10ha以上
- ・事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ・農地中間管理権の設定が事業計画の公告日から15年間以上あること
- ・事業対象農地の8割以上を担い手に集団化すること
- ・事業対象農地の収益性が20%以上向上すること

### 負担割合

国	県	市町	農業者
62.5%	27.5%	10%	0%



## 2) 農地整備事業(経営体育成型)

### 事業要件

- ・受益面積が20ha以上
- ・担い手への農地利用集積率が右表のとおり増加すること

### 負担割合

国	県	地元 (市町、農業者)
50%	30%	20%

事業採択時	事業完了時
40%未満	50%以上
40%以上50%未満	採択時より10ポイント以上増加
50%以上55%未満	60%以上
55%以上90%未満	採択時より5ポイント以上増加
90%以上95%未満	95%以上
95%以上	採択時より増加

### ○担い手

- ・認定農業者(農地所有適格法人を含む)
- ・生産組織……規約があること、目標年度までに法人となることなど
- ・集落営農……特定農業団体(農業経営基盤強化促進法に定められた団体)等
- ・中心経営体……人・農地プラン(人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱に定めるプラン)において地域の中心となる経営体に位置付けられている者

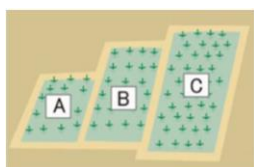
### 用語解説

### ○集団化

- ・同一の担い手が経営する2筆以上の農地が接続している状態(面積規模は問わない)

### ○集約化(面的集積)

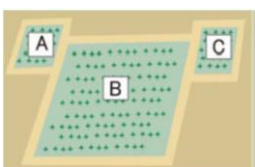
- ・同一の担い手が連続して作業可能な1ha以上の農地のまとまり



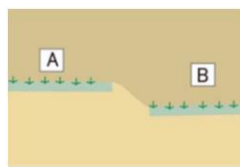
2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの



2筆以上の農地が道路又は水路等で接続しているもの



2筆以上の農地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のないもの



段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が作業の継続に影響しないもの



2筆以上の農用地が当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの



# 農地整備事業の農家負担の軽減

## ～経営体育成促進事業(担い手育成農地集積資金)～

担い手への農地の集積を促進するため、要件を満たす場合、(株)日本政策金融公庫から対象事業の年度事業費の10%以内(農家負担金が対象事業の年度事業費の12%以下の場合にあっては、6分の5以内)に相当する額の無利子資金(「担い手育成農地集積資金」)を借り受けることができます。

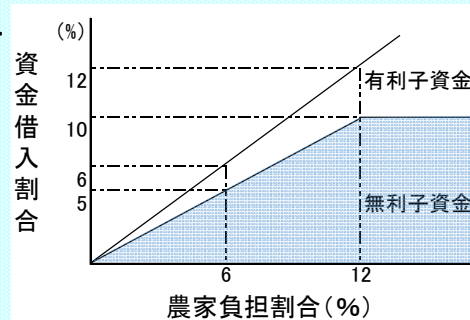
※ **経営体育成型** のみ実施できます

### 「担い手育成農地集積資金」の無利子融資の要件

担い手について、対象事業完了時に次の要件をすべて満たすこと。

- 以下のいずれかを満たすこと。
  - 認定農業者の全受益者に占める割合が、市町村の目標以上になること。
  - 認定農業者数が対象事業採択時に比べ、30%以上増加すること。
- 受益面積に占める担い手の農地利用集積率が、右記のとおり増加すること。

※要件は、事業メニューや担い手の条件(個別経営体、集落営農組織等)によって異なります。



事業採択時	事業完了時
20%未満	30%以上
20%以上 50%未満	採択時より10ポイント以上増加
50%以上 55%未満	60%以上
55%以上 90%未満	採択時より5ポイント以上増加
90%以上 95%未満	95%以上
95%以上	採択時より増加

### お問合せ先

事業の詳細につきましては、下記の窓口にお問い合わせください。

河内農業振興事務所 農村整備部 整備課	TEL 028-626-3096	FAX 028-626-3095
上都賀農業振興事務所 農村整備部 整備課	TEL 0289-62-6146	FAX 0289-65-7018
芳賀農業振興事務所 農村整備部 整備課	TEL 0285-82-4939	FAX 0285-83-6245
下都賀農業振興事務所 農村整備部 整備課	TEL 0282-23-3428	FAX 0282-23-3430
塩谷南那須農業振興事務所 農村整備部 整備課	TEL 0287-43-1261	FAX 0287-43-4072
那須農業振興事務所 農村整備部 整備課	TEL 0287-23-2153	FAX 0287-23-4961
安足農業振興事務所 企画振興部 振興課	TEL 0283-22-2355	FAX 0283-23-5693

発行: 栃木県農政部農地整備課  
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20  
TEL 028-623-2364 FAX 028-623-2378

